

平成26年度随意契約情報(使用料・賃借料)財務部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	大阪自税	大阪自税	調整課	一般財団法人 近畿陸運協会	高槻支所の建物賃賃料	20140401	20150331	933,120	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本府が行う業務は、特殊法人軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所が行う軽自動車検査事務と関連する業務であり、また、同所と隣接した場所で行う必要があり、この要件を満たす場所として一般財団法人近畿陸運協会が所有する建物以外にないため
2	税務局	税政	総務グループ	オムロンクレジットサービス株式会社	徴税用自動車の借上げ	20140401	20150331	1,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	チケットの発行手数料が無料で、大阪府内の各タクシー会社が多数加盟しており、府内全市町村及び近畿すべての府県で利用することが可能であるため
3	大阪自税	大阪自税	調整課	近畿運輸局長	国有財産借り上げ料	20140401	20150331	1,004,889	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本府が行う業務は、近畿運輸局大阪運輸支局が行う自動車検査登録事務と関連する業務であり、また、同局和泉検査登録事務所と隣接した場所で行う必要があり、この要件を満たす場所として近畿運輸局所有の敷地以外にないため
4	税務局	税政	システムグループ	富士通リース株式会社 関西支店 藤田 博之	電子計算機用空調機(再リース)賃賃借	20140401	20150331	1,621,296	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(再リース)が特定の者(当初決定した業者)でなければ実施することができないものであるため
5	泉南府税	泉南府税	総務課		泉南府民センタービル 駐車場用地の借り上げ料	20140401	20150331	2,400,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	敷地の所有者でなければ実施することができないものであるため
6	大阪自税	大阪自税	調整課	一般社団法人 大阪府自家用自動車連合協会	寝屋川分室の建物賃賃料に係る経費支出	20140401	20150331	9,849,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本府が行う業務は、近畿運輸局大阪運輸支局が行う自動車検査登録事務と関連する業務であり、また、同支局と隣接した場所で行う必要があり、この要件を満たす場所として本件契約先が所有する建物以外にないため
7	税務局	税政	システムグループ	株式会社 JEC C 営業本部 村上 春生	税務情報システム構成検証機器等の賃賃借(再リース)	20140401	20150331	16,244,832	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(再リース)が特定の者(当初決定した業者)でなければ実施することができないものであるため

平成26年度随意契約情報(使用料・賃借料)財務部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
8	税務局	税政	システムグループ	森田ビルディング株式会社	電子計算機(本体等)設置場所に係る賃貸借料	20140401	20150331	42,004,740	特例政令第10条第2号	従前より税務情報システムに係る電子計算機(本体)等の設置場所として借用しているため、前契約者と継続して契約するもの
9	税務局	税政	システムグループ	富士通 株式会社 関西支社 阿河 孝英	電子計算機プログラム・プロダクト一式の賃貸借	20140401	20150331	104,340,960	特例政令第10条第2号	既に調達した業務(電子計算機の賃貸借)に接続して行う調達で、既に契約した相手方以外の者から調達したならば、既に調達した業務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため
10	税務局	税政	システムグループ	株式会社 JEC C 営業本部 村上 春生	電子計算機の賃貸借	20140401	20150331	377,265,600	特例政令第10条第2号	既に調達した業務(税務情報システムの開発)に接続して行う調達で、既に契約した相手方以外の者から調達したならば、既に調達した業務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため
11	税務局	税政	システムグループ	富士通リース 株式会社 関西支店 藤田 博之	継続検査用納税証明書自動発行機の賃貸借(再リース)	20140701	20150930	7,356,420	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(再リース)が特定の者(当初決定した業者)でなければ実施することができないものであるため
12	税務局	税政	システムグループ	IBJL東芝リース 株式会社 工藤 泰之	法人二税申告書等光学式文字読取処理装置及びクライアント増設機器一式の賃貸借契約	20150301	20150331	2,080,968	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(再リース)が特定の者(当初決定した業者)でなければ実施することができないものであるため
財務部(使用料・賃借料)					H26. 4～5月	10件	556,665,037 円			
					H26. 6～7月	1件	7,356,420 円			
					H27. 2～3月	1件	2,080,968 円			
					合 計	11件	566,102,425 円			